

事務局

CISPR 委員会における女性の登用について

平成18年4月、内閣府男女共同参画推進本部において国の審議会等への女性の参画の拡大について、平成22年度末までに、臨時委員、特別委員、専門委員について女性委員の割合が20%以上となるよう努めることが決定されています。

総務省情報通信審議会においては、上記を受け、平成21年1月の次期改選時までに各委員会における専門委員に占める女性の割合を20%以上とするように決定されており、その期限が4ヶ月後となっております。

委員の皆様におかれましても、事情を御理解のうえ、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

(参考)

国の審議会等における女性委員の登用の促進について（平成18年4月4日
男女共同参画推進本部決定 <http://www.gender.go.jp/honbu/180404.html>）